



# 訴 状

令和 5 年 7 月 24 日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

西 本

曉  
印  
代

同

大 橋 賢 也

印  
代

同

井 上 辰 規

印  
代

同

高 橋 義 忠 (主任)

印  
忠

同

川 田 奈保子

印  
代

当事者等の表示 別紙当事者目録記載の通り

表示差止請求事件

金 1 6 0 万 円

金 1 万 3 0 0 0 円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、平成30年8月3日、消費者契約法（以下「消契法」という。）13条1項に基づく内閣総理大臣の認定を受けた同法2条4項の適格消費者団体である（甲1）。
- (2) 被告は、平成25年6月19日に設立された古物の売買等を目的とする事業者（消契法2条2項、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）2条1項）である（甲2）。

### 2 被告が景表法30条1項所定の表示を行っていること

- (1) 被告は、不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者のウェブサイト「不用品買取センター」（以下「本件ウェブサイト」という）を運営しており、不特定かつ多数の一般消費者に対して、別紙対象となる表示記載の表示内容(1)から(5)の各表示を行っており（甲3）、表示内容(1)から(5)は、以下のとおり、景表法30条1項所定の表示に該当する。

なお、本件ウェブサイト上の表示につき、消費者庁による注意喚起がなされている（甲4）。

- (2) 表示内容(1)が役務の内容について他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示であること

ア 表示内容(1)は、いわゆるN○. 1表示といわれる表示であり、商品等の内容の優良性や取引条件の有利性を表す表示が合理的な根拠に基づかず、事実と異なることによって、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合は、不当表示として景表法上問題となる。

イ N○. 1表示が、合理的な根拠に基づくものと認められ、景表法上の不当表示とならないためには、①N○. 1表示の内容が客観的な調査に基づいていること（以下「要件①」という。）、②調査結果を正確かつ適正に引用していること（以下「要件②」という。）の両方を満たす必要がある（甲5、第4、3）。

そして、引用される調査結果は、当該N○. 1表示により一般消費者に示された優良性と適切に対応する必要があり、N○. 1表示の内容が、商品・サービスを実際に利用した者の感想を調査した結果に基づいているかのように一般消費者に認識されるものであるにもかかわらず、引用される調査結果が、商品・サービスを提供している事業者のウェブサイトを見た者による当該ウェブサイトの印象を調査したものに過ぎない（当該商品・サービスを実際に利用したわけではない）場合などは、一般消費者に示された優良性と適切に対応しているとはいえない、合理的な根拠に基づく表示とはいえない（甲6、西川康一編「景品表示法」（商事法務、2021）80頁以下）。

ウ 表示内容(1)は、本件ウェブサイトを閲覧した一般消費者に各

表示内容につき、第1位であるかのように認識させる表示である。

この表示は、原告が、被告から、令和3年5月21日付け書面により開示を受けた「日本トレンドリサーチ調査報告書」(甲7)に基づく表示と思われる。

しかし、同調査報告書によれば、その調査方法は、インターネットを利用したイメージ調査、すなわち、旧ウェブサイトの印象を調査したものにすぎず、調査の際に、不要品買取センター及び他の事業者が提供する同種の役務の利用の有無を確認することなく実施されたものであり(甲7)、その調査は、表示内容(1)に対応した客観的な調査方法で調査されたものとはいえない。

したがって、表示内容(1)は、要件①及び②を充足せず、合理的な根拠に基づく表示とはいえない。

エ 以上のとおり、表示内容(1)は、合理的な根拠に基づくことなく、表示内容(1)の各表示内容につき、第1位であるとの誤認を一般消費者に与えるものであり、「役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示」(以下、「優良誤認表示」という。)に該当する(景表法30条1項1号)。

(3) 表示内容(2)が役務の価格について他の事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示であること

ア 表示内容(2)の各表示は、業界最安値を示す表示であり、いわ

ゆる N o. 1 表示であることから、上記のとおり、合理的な根拠に基づくものと認められ、景表法上の不当表示とならないためには、要件①及び要件②を満たす必要がある。

イ 要件①を充足するためには、N o. 1 と評価するに足る十分な統計的客観性が確保された調査結果が存在する必要があるところ、表示内容②の各表示には、その根拠となる調査結果の具体的な引用はなく、また、具体的な調査が行われた形跡もない（甲 3）。

したがって、表示内容②は、要件①及び②を充足せず、合理的な根拠に基づく表示とはいえない。

ウ 以上のとおり、表示内容②は、合理的な根拠に基づくことなく、被告の価格が業界最安値であるとの誤認を一般消費者に与えるものであり、「役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（以下、この表示を「有利誤認表示」という。）に該当する（景表法 30 条 1 項 2 号）。

(4) 表示内容③が役務の価格について他の事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示であること

ア 表示内容③は、いわゆる期間限定表示であり、その表示が、期間経過後も当該キャンペーンが継続して行われていた場合、不当表示の問題が生じる（甲 8、西川康一編「景品表示法」（商事法務、2021）157頁）。

イ 表示内容(3)は、「本日限定」という期間内において、契約の申込み又は契約の締結をした場合に限り、表示価格が適用されると認識させる表示である。

しかし、「本日限定」の表示は、少なくとも令和3年9月29日から現在に至るまで表示されており、無限定に当該キャンペーンが継続している（甲9、甲3）。

ウ 以上のとおり、表示内容(3)は、実際は、期間の限定のない価格を「本日限定」価格として表示し、社会一般に許容される限度を超えて、期間内に契約の申込み又は契約の締結をした場合に限り表示価格が適用されるとの誤認を一般消費者に与えるものであり、有利誤認表示に該当する（景表法30条1項2号）。

(5) 表示内容(4)が役務の価格について他の事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示であること

ア 表示内容(4)は、本件ウェブサイトにおいて、表示内容(3)の比較対象価格として表示されており、表示内容(3)及び表示内容(4)は、いわゆる二重価格表示にあたる。

二重価格表示のうち、「通常価格」のような過去の販売価格を比較対象価格として表示する場合、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」（以下「最近相当期間価格」という。）を比較対象価格とする場合には、不当表示に該当するおそれはない。

もっとも、同一の商品・役務について最近相当期間価格とはいえない価格を比較対象価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える表示となる（甲10、第4、2(1)ア（ア））。

イ 最近相当期間価格に関しては、表示されている比較対象価格

が、当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合には、最近相当期間価格には該当しないとされている（甲10、第4、2(1)ア（ウ））。

表示内容(4)の「通常価格」の記載が、少なくとも令和3年9月29日から現在に至るまで、表示内容(3)と併記して表示されることからすれば（甲9、甲3）、「通常価格」での販売の最後の日から2週間以上が経過しており、表示内容(4)の「通常価格」の記載が、最近相当期間価格でないことは明らかである。

そして、本件ウェブサイト上には、比較対象価格である「通常価格」が、いつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等を示す表示は一切ない。

ウ 以上のとおり、表示内容(4)は、最近相当期間価格ではない価格を「通常価格」として表示し、最近相当期間にわたって販売されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対象価格に用いるもので、社会一般に許容される限度を超えて、販売価格が安いとの誤認を一般消費者に与えるものであり、有利誤認表示に該当する（景表法30条1項2号）。

(6) 表示内容(5)が役務の価格について他の事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示であること

ア 表示内容(5)は、本件ウェブサイトにおける価格表示の比較対象価格として表示されており、いわゆる二重価格表示の比較対象価格にあたる。

上記のとおり、最近相当期間価格を比較対象価格とする場合には、不当表示に該当するおそれはない。

もっとも、同一の商品・役務について最近相当期間価格とはいえない価格を比較対象価格に用いるときは、当該価格がいつの時

点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える表示となる（甲10、第4、2(1)ア（ア））。

イ 表示内容(5)の「通常価格」の記載が、少なくとも令和3年9月29日から現在に至るまで、価格表示と併記して表示されていることからすれば（甲9、甲3）、「通常価格」での販売の最後の日から2週間以上が経過しており、表示内容(5)の「通常価格」の記載が、最近相当期間価格でないことは明らかである。

そして、本件ウェブサイト上には、比較対象価格である「通常価格」が、いつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等を示す表示は一切ない。

ウ 以上のとおり、表示内容(5)は、最近相当期間価格ではない価格を「通常価格」として表示し、最近相当期間にわたって販売されていた価格であるとの印象を与えるような名称を付して比較対象価格に用いるもので、社会一般に許容される限度を超えて、販売価格が安いとの誤認を一般消費者に与えるものであり、有利誤認表示に該当する（景表法30条1項2号）。

### 3 消契法41条に基づく書面による事前の請求について

原告は、被告に対し、令和4年3月9日付け「申入書」と題する書面を送付し、本件ウェブサイトのうち「神奈川県不用品買取センター」(<https://www.bfh.jp/kanagawa/>)の表示内容(1)から(3)（表示内容(2)「最安値を継続中」を除く。）の削除を求め、表示内容(4)に関する問い合わせをした（甲11）。これに対し、原告は、被告から、同年4月18日付け「申入書のご返信」と題する書面を受領した（甲12）。この書面に対する回答として、令和4年7月15日

付け「ご連絡」と題する書面を送付し、再度の検討を求めた（甲13）。しかし、その後、被告からの回答はなかった。

そこで、原告は、令和5年7月5日、被告に対し、消契法41条に定める事項を記載した書面をもって、差止請求をし（甲14、甲15の1）、同書面は、7月14日、被告に到達した（甲15の2）。

しかし、被告は、現時点においても、不特定かつ多数の一般消費者に対して上記優良誤認表示及び有利誤認表示を行っており（甲3）、今後も同様の行為を行うおそれがある。

#### 4 本件訴訟の管轄が御庁にあること

本件訴訟は、上記のとおり、景表法30条1項1号及び2号に該当する被告の表示行為に対するものであることから、有利誤認表示及び優良誤認表示があった地を管轄する裁判所にも提起することができる（消契法43条2項2号）。

被告が運営する「不用品買取センター」のウェブサイト上の表示は、横浜市においても閲覧可能な表示であり、横浜市は、有利誤認及び優良誤認表示があった地にあたる。

したがって、本件訴訟の管轄は、横浜市を管轄する御庁にある。

#### 5 よって、原告は、被告に対し、景表法30条1項に基づき、別紙対象となる表示の表示内容(1)から(5)の表示を行ってはならないとの判決を求める。

以上

## 証拠方法

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 甲第 1 号証      | 適格消費者団体認定通知書  |
| 2 甲第 2 号証      | 履歴事項全部証明書   |
| 3 甲第 3 号証      | 本件ウェブサイトを印刷した書面（抜粋）   |
| 4 甲第 4 号証      | ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起 |
| 5 甲第 5 号証      | N o . 1 表示に関する実態調査報告書   |
| 6 甲第 6 号証      | 書籍「景品表示法」（80頁から81頁）   |
| 7 甲第 7 号証      | 日本トレンドリサーチ調査報告書   |
| 8 甲第 8 号証      | 書籍「景品表示法」（157頁から158頁）   |
| 9 甲第 9 号証      | 本件ウェブサイトを印刷した書面（抜粋）   |
| 10 甲第 10 号証    | 不当な価格表示についての景品表示法の考え方   |
| 11 甲第 11 号証    | 申入書   |
| 12 甲第 12 号証    | 申入書のご返信   |
| 13 甲第 13 号証    | ご連絡   |
| 14 甲第 14 号証    | 消費者契約法41条に基づく事前請求書  |
| 15 甲第 15 号証の 1 | 検索結果 詳細   |
| 16 甲第 15 号証の 2 | 配達証明書   |

## 附屬書類

- |   |        |     |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本   | 1通  |
| 2 | 甲号証の写し | 各2通 |
| 3 | 証拠説明書  | 2通  |
| 4 | 訴訟委任状  | 1通  |
| 5 | 資格証明書  | 2通  |

## 当事者目録

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

原

告

特定非営利活動法人

消費者支援かながわ

上記代表者理事

武井共夫

〒231-0013

横浜市中区住吉町1-2スカーフ会館9階

市民総合法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 西本暁

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1-10-2ソシオ砂子302

川崎エスト法律事務所

同

大橋賢也

〒243-0405

神奈川県海老名市国分南1-1-21

テラス海老名B

海老名セントラル法律事務所

同

井上辰規

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2-5-26

新横浜SSビル702号室

妹尾法律事務所(送達場所)

同

高橋義忠

電話 045 (471) 7165

FAX 045 (475) 4625

〒231-0012 横浜市中区相生町1-17-1  
パークビューヨコハマ601  
港帆法律事務所  
同 川田 奈保子  
〒877-0015 大分県日田市中央一丁目1番24号  
ロフティ日田駅前テリオ712号  
被 告 株式会社 Triple R  
上記代表者代表取締役 石橋 一平

別紙

## 対象となる表示

(表示媒体)

「不用品買取センター」のウェブサイト

(<https://www.bfh.jp/>)

(表示内容)

(1) 「不用品回収会社口コミ評価満足度 N0.1」

「女性におすすめの不用品回収会社 N0.1」

「高価買取が期待できる不用品回収会社 N0.1」

「不用品回収会社顧客満足度 N0.1」

「不用品回収会社買取価格満足度 N0.1」

「不用品回収会社スタッフ対応満足度 N0.1」

「安心して相談できる不用品回収会社 N0.1」

「不用品回収会社スピード対応満足度 N0.1」

(2) 「最安値を継続中」

「業界最安値」

「業界でも最安値」

(3) 「本日限定 5, 000 円 (税込)」

「本日限定 10, 000 円 (税込)」

「本日限定 20, 000 円 (税込)」

(4) 「通常価格 10, 000 円 (税込)」

「通常価格 15, 000 円 (税込)」

「通常価格 30, 000 円 (税込)」

(5) 「通常価格 10, 000 円 (税込)」

「通常価格 15, 000 円 (税込)」

「通常価格 30,000 円（税込）」

「通常価格 70,000 円（税込）」

「通常価格 150,000 円（税込）」

「通常価格 10,000 円（税込）」

「通常価格 15,000 円（税込）」

「通常価格 70,000 円（税込）」

「通常価格 150,000 円（税込）」

以上